

防地周第7439号
25.5.23
一部改正 防地周(事)第179号
令和2年3月31日
防地地(事)第110号
令和5年3月31日
防地地(事)第141号
令和6年3月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

防衛施設周辺消防施設整備事業の対象となる消防施設及び補助の割合
について(通達)

標記について、防衛施設周辺消防施設整備事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第129号)第1条及び第3条の規定に基づき、別紙のとおり定められ、平成25年度以降の予算に係る補助について適用し、平成24年度までの予算に係る補助であって平成25年度以降に繰り越されたものについてはなお従前の例によることとされたので通達する。

なお、防衛施設周辺消防施設整備事業に係る補助の割合について(施本第1440号(CFM)。平成19年8月30日)は、廃止する。

添付書類：別紙

防衛施設周辺消防施設整備事業の対象となる消防施設及び補助の割合について

1 消防施設整備事業の対象となる消防施設

防衛施設周辺消防施設整備事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第129号。以下「訓令」という。）第1条に規定する消防施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 救助工作車
- (3) 小型動力ポンプ付水槽車
- (4) 高発泡車
- (5) 大型高所放水車
- (6) 泡原液搬送車
- (7) 特殊災害対応自動車
- (8) 支援車
- (9) 海水利用型消防水利システム
- (10) 消防活動二輪車
- (11) 耐震性貯水槽
- (12) 高機能消防指令センター
- (13) 消防救急デジタル無線設備

2 消防施設整備事業に対する補助の割合

訓令第3条に規定する消防施設整備事業に対する補助の割合は、次の各号に掲げる消防施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付水槽車、高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車、特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム、消防活動二輪車及び耐震性貯水槽

高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付水槽車、高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車、特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム、消防活動二輪車及び耐震性貯水槽の補助の割合は、補助の対象とする経費（以下「事業費」という。）の3分の2とする。ただし、事業費の額が、次の表の中欄に掲げる消防施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準額（同表の注の規定に従い算定した基準額を含む。）を超える場合には、当該基準額の3分の2を補助限度額とし、当該補助限度額を事業費で除して得た割合とする。

項	消防施設の種類	基準額(千円)
1	高規格救急自動車	20,816

2	救助工作車（救助資機材を含む。）	Ⅳ型	65,069
		Ⅲ型	78,784
		Ⅱ型	75,738
3	小型動力ポンプ付水槽車		37,557
4	高発泡車		16,148
5	大型高所放水車		86,030
6	泡原液搬送車		21,765
7	特殊災害対応自動車		104,446
8	支援車	Ⅰ型	39,677
		Ⅱ型	36,339
		Ⅲ型	12,291
		Ⅳ型	8,920
9	海水利用型消防水利システム（海水利用型消防水利システム用資機材を含む。）		220,222
9	消防活動二輪車		2,362
10	耐震性貯水槽	40m ³ 型	5,486
		地上設置40m ³ 型	3,641

注：1 高規格救急自動車に高度救命処置用資機材（気道確保用資機材一式、ビデオ咽頭鏡、自動体外式除細動器（二相波形式）、輸液用資機材一式、血中酸素飽和度測定器、心電計及び心電図伝送装置、心電図受信装置、自動車電話並びにパーソナルコンピュータのうち、補助事業者が選択するもので構成されるものをいう。）を備える場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に、9,347千円を加算した額とする。

2 高規格救急自動車に放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を備える場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に1,115千円を加算した額とする。

3 高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付水槽車、高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）及び海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のも

の（以下「1台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）に消防専用電話装置を備えない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を備えない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を1台のみ備える場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から525千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を備えない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を備えない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,049千円を控除した額とする。

- 4 1台一体型の海水利用型消防水利システムを四輪駆動方式としない場合及び海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、基準額から594千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,188千円を控除した額とする。
- 5 支援車（Ⅰ型に限る。）にトイレを設置しない場合の基準額は、その基準額から3,143千円を控除した額とする。
- 6 消防活動二輪車に消防専用電話装置を備えない場合の基準額は、その基準額から315千円を控除した額とする。

(2) 高機能消防指令センター

ア 高機能消防指令センターは、次の表の装置の種類に掲げる装置のうち、補助事業者である地方公共団体が選択するもので構成されるものとし、当該地方公共団体の地理的事実、人口規模、都市構造等を勘案して、離島型又はⅡ型を補助の対象とする。

人口規模については、離島型は原則として10万人未満、Ⅱ型は原則として10万人以上をもって区分するものとする。

イ 高機能消防指令センターの補助の割合は、事業費の3分の2とする。ただし、補助事業者である地方公共団体が選択した装置について、事業費の額が、次の表の中欄に掲げる装置の種類に応じ、離島型又はⅡ型の別に、それぞれ同表の右欄に定める基準額（同表の注の規定に従い算定した基準額を含む。）を合計した額を超える場合には、当該合計額の3分の2を補助限度額とし、当該補助限度額を事業費で除して得た割合とする。

項	装置の種類	基準額(千円)	
		離島型	Ⅱ型
1	指令装置 (1) 指令台	82,384	122,678

	(2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・IP電話受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキヤナ (11) 署所端末		
2	指 揮 台	—	5,813
3	表 示 盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示装置	13,086	19,164
4	無 線 統 制 台	4,489	5,145
5	指 令 電 送 装 置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	6,421	12,141
6	気 象 情 報 収 集 装 置	6,393	6,393
7	災 害 状 況 等 自 動 案 内 装 置	505	505
8	順 次 指 令 装 置	1,404	1,404
9	音 声 合 成 装 置	5,505	5,505
10	出 動 車 両 運 用 管 理 装 置 (1) 管 理 装 置 (2) 車 両 運 用 端 末 装 置 (3) 車 外 設 定 端 末 装 置	29,907	48,696

11	システム監視装置	1,362	1,362
12	電源設備 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V系) (3) 直流電源装置(48V系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機 (署所用)	26,342	45,985
13	統合型位置情報通知装置	16,500	16,500
14	位置情報通知装置	11,000	11,000
15	工事費	12,992	18,245

注：1 装置の種類ごとの事業費が当該装置の基準額の欄に掲げる額（注3から注6までの規定により算出した額を含む。以下この項において同じ。）を下回った場合の当該装置の基準額は、当該事業費と同額とする。また、装置の種類ごとの事業費が、当該装置の基準額の欄に掲げる額を超えた場合の当該装置の基準額は、当該装置の基準額の欄に掲げる額の20%の範囲内において、装置の種類ごとの事業費が当該装置の基準額の欄に掲げる額を下回った他の種類の装置の基準額の欄に掲げる額と当該他の種類の装置の基準額との差額を流用し、増額することができる。

2 工事費（システム据付けに伴う室内改修費（壁面補強、床高確保、床荷重補強等）及び機器の据付け・調整に必要な経費をいう。）の基準額は、この表の工事費に係る基準額の欄に掲げる額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 離島型の統合型位置情報通知装置を選択した場合 補助事業者が選択した装置の種類に応じてこの表の基準額の欄に掲げる額（工事費を除く。）を合計した額（次号から第4号までにおいて「合計額」という。）を194,298千円で除して得た割合

(2) 離島型の位置情報通知装置を選択した場合 合計額を188,798千円で除して得た割合

(3) II型の統合型位置情報通知装置を選択した場合 合計額を291,291千円で除して得た割合

(4) II型の位置情報通知装置を選択した場合 合計額を285,791千円で除して得た割合

3 高機能消防指令センターの指令を受ける署所等の数が、離島型にあつては

3を、Ⅱ型にあつては6をそれぞれ下回った場合の指令装置の基準額は、その下回った署所等の数1か所につき、1,040千円をこの表の基準額の欄に掲げる額からそれぞれ控除した額とする。

4 高機能消防指令センターの指令を受ける署所等の数が、離島型にあつては3を、Ⅱ型にあつては6をそれぞれ下回った場合の指令電送装置の基準額は、その下回った署所等の数1か所につき、1,907千円をこの表の基準額の欄に掲げる額からそれぞれ控除した額とする。

5 出動車両運用管理装置について、Ⅱ型であつて離島型と同様の規格の出動車両運用管理装置を整備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から18,789千円を控除した額とする。

6 高機能消防指令センターの指令を受ける署所等の数が、離島型にあつては3を、Ⅱ型にあつては6をそれぞれ下回った場合の電源設備の基準額は、その下回った署所等の数1か所につき、離島型にあつては2,457千円を、Ⅱ型にあつては3,377千円をこの表の基準額の欄に掲げる額からそれぞれ控除した額とする。

7 統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置にあつては、いずれか一方の装置のみを補助対象とする。

(3) 消防救急デジタル無線設備

消防救急デジタル無線設備の補助の割合は、事業費の3分の2とする。ただし、事業費の額が、補助事業者である地方公共団体についての次の表の左欄に掲げる管轄面積及び同表の中欄に掲げる管轄人口の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準額を超える場合には、当該基準額の3分の2を補助限度額とし、当該補助限度額を事業費で除して得た割合とする。

管轄面積	管轄人口	基準額(千円)
1,500km ² 以上	30万人以上	911,428
	10万人以上30万人未満	691,428
	10万人未満	660,000
1,000km ² 以上 1,500km ² 未満	30万人以上	660,000
	10万人以上30万人未満	534,285
	10万人未満	502,857
	30万人以上	502,857

500km ² 以上 1,000km ² 未滿	10万人以上30万人未滿	377,143
	10万人未滿	314,285
250km ² 以上 500km ² 未滿	30万人以上	408,572
	10万人以上30万人未滿	251,428
	10万人未滿	220,000
250km ² 未滿	30万人以上	282,857
	10万人以上30万人未滿	157,143
	10万人未滿	125,715